

# 【動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項の変更届出について】

届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



## 必要書類

| 必要書類   | 注意  |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可関係事項変更届出書 | <input type="radio"/> 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 |

## 変更事項別必要添付書類

| 変更事項   | 添付書類  |
|--|---|
| <input type="radio"/> 販売・貸与業者の氏名若しくは名称<br>または住所  | <input type="checkbox"/> 販売・貸与業者が個人である場合、戸籍謄本（又は抄本）<br>または戸籍記載事項証明書<br><input type="checkbox"/> 販売・貸与業者が法人である場合、登記事項証明書<br>*住所のみの変更の場合、届出書のみで添付書類は不要<br><b>※許可証の書換え交付申請をすることができます</b><br>→【動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換え交付申請について】  |
| <input type="radio"/> 営業所の名称<br><input type="radio"/> 取り扱う高度医療機器等の品目<br><input type="radio"/> 営業所における兼営事業の種類 | 左記の場合、届出書のみで添付書類は不要<br><b>※営業所の名称変更の場合、許可証の書換え交付申請ができます</b><br>→【動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証書換え交付申請について】  |
| <input type="radio"/> 営業所管理者   | <input type="checkbox"/> 資格を証する書類（下記①～③のいずれかを提出すること）<br>①医療機器の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事したことを証する使用者の証明書<br>②医療機器製造業または修理業の責任技術者講習会の修了証(*)<br>③医師，歯科医師，獣医師，薬剤師等の免許証(*)<br>(*)については写しをとりますので，原本を持参してください<br><b>※上記以外でも管理者の資格となりうるかについては，管轄家畜保健衛生所にお問い合わせください</b><br><input type="checkbox"/> 雇用契約書 |
| <input type="radio"/> 営業所管理者の氏名  | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本，戸籍抄本又は戸籍事項証明書   |
| <input type="radio"/> 営業所管理者の住所  | 左記の場合，届出書のみで添付書類は不要   |
| <input type="radio"/> 営業所の構造の主要部分  | <input type="checkbox"/> 営業所平面図（変更箇所がわかるようにしてください）  |
| <input type="radio"/> 法人の場合，医薬品医療機器等法に係る業務を担当する役員等の変更  | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの）<br><input type="checkbox"/> 組織規定（図）又は業務分掌表等（業務を行う役員の範囲を赤枠等で明確にしてください）   |

## 留意事項

※ 変更の日から30日以内に届け出ることが必要です。

※ **営業所の所在地を変更した場合は，変更届ではなく，旧営業所の廃止届及び新営業所の新たな許可申請手続になります。**

※ **【営業所の構造の主要部分の変更届出】の場合** 受付，書類審査後に日程等を調整の上，構造設備概要等について立入審査を行います。

※ 不明な点がございましたら，管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください

